働き方改革関連法等について ~改正労働基準法等のポイント~



秋田労働局·能代労働基準監督署

「働き方改革関連法」の全体像 -1

1. 時間外労働の上限規制を導入(大企業2019年4月1日施行)(中小企業2020年4月1日施行)

時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定します。

2. 年次有給休暇の確実な取得(2019年4月1日施行)

使用者は10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について確実に取得させなければなりません。

3. 中小企業の月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ(中小企業2023年4月1日施行)

月60時間を超える残業に対する割増賃金率を50%に引き上げます。

4. 「フレックスタイム制」の拡充(2019年4月1日施行)

より働きやすくするため、制度を拡充します。労働時間の調整が可能な期間(清算期間)を3か月まで延長できます。

「働き方改革関連法」の全体像 -2

5. 「高度プロフェッショナル制度」を創設(2019年4月1日施行)

職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする業務に従事する場合に健康 確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外にで きます。

6. 産業医・産業保健機能の強化(2019年4月1日施行)

産業医の活動環境を整備します。労働者の健康管理等に必要な情報を産業医へ提供すること等とします。

7. 勤務間インターバル制度の導入促進(2019年4月1日施行)

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)の確保に努めなければなりません。

8. 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止

(大企業・派遣会社2020年4月1日施行)(中小企業2021年4月1日適用)

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。

労働時間法制の見直しについて

時間外労働の上限規制

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された「労働基準法」において、 初めての大改革となります。(中小企業は1年後の2020年4月から適用となります。)

改正前

法律上は、残業時間の上限がありませんでした(大臣告示)。



改正後

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

■ そもそも時間外労働・休日労働とは・・・

- ・時間外労働:1日8時間、1週40時間を超える労働
- ・ (法定)休日労働:週1日の休日もなくなる労働



適用除外・適用猶予

(i) 適用除外・猶予となる事業・業務

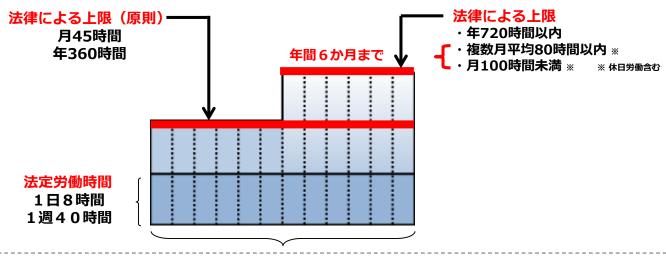
以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されています。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業		 ●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、✓月100時間未満✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転 の業務	上限規制は適用されません。	 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医師		具体的な上限時間は今後、省令で定めることと されています。
鹿児島県及 び沖縄県に おける砂糖 製造業	時間外労働と休日労働の合計 について、 ✓月100時間未満 ✓2〜6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	上限規制がすべて適用されます。

時間外労働の上限規制(一般の建設の事業)

- 時間外労働の上限は、原則として月45時間(月42時間)・年360時間(月320時間)となる。
- 特別条項を設けた場合(臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合)でも、以下の規制がかかる。
 - ①時間外労働が年720時間以内
 - ②時間外労働が**月45時間(42時間)を超える**ことができるのは、**年6回(6か月)が限度**
 - ③時間外労働と休日労働の合計が単月で100時間未満
 - ④時間外労働と休日労働の合計について、2~6か月平均がいずれも1月あたり80時間以内

時間外労働の上限規制のイメージ



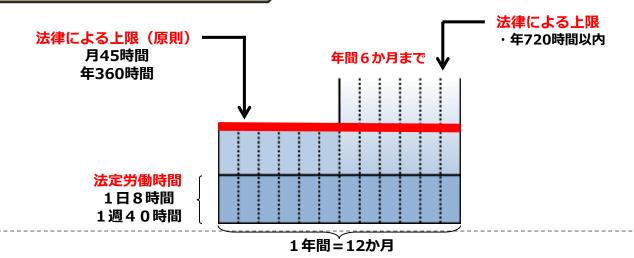
時間外労働の上限規制(災害時の復旧及び復興の事業)

- ●建設事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、 令和6年4月1日以降も一部の規定は適用されない。
- ○適用される規定
 - ①時間外労働が年720時間以内
 - ②時間外労働が**月45時間(42時間)を超える**ことができるのは、**年6回(6か月)が限度**

×適用されない規定

- ③時間外労働と休日労働の合計が単月で100時間未満
- ④時間外労働と休日労働の合計について、2~6か月平均がいずれも1月あたり80時間以内

時間外労働の上限規制のイメージ



中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率の適用猶予見直し

◆改正のポイント 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%

	1か月の間 1日8時間・ を超える	1週40時間				
	60時間以下	60時間超				
大企業	25%	50%				
中小企業	25%	25%				

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時 1日8時間・ を超える	1週40時間					
	60時間以下	60時間超					
大企業	25%	50%					
中小企業	25%	50%					
		er ager					

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

コラム

「所定」と「法定」の違い

- 今回の法改正の内容を正しく理解していただくには、まず「時間外労働」と「休日労働」について、法律上の規定を正しく理解していただくことが必要です。
- 時間外労働については、一般的に考えられている「残業」と法律上の「時間外労働」が 異なっている場合があるので注意が必要です。

いわゆる「残業」というと、会社で定めた「所定労働時間」を超える時間のことを指す と考える方が多いのではないでしょうか。一方、法律上の「時間外労働」とは、労働基 準法で定められた「法定労働時間」(1日8時間・1週40時間)を超える時間のことを いいます。

例えば、始業時刻が9:00、休憩時間が12:00~13:00、終業時刻が17:30の会社であれば、所定労働時間は7:30となります。

この場合に、9:00に始業し18:00に終業した労働者については、いわゆる「残業」は30分になりますが、 法律上の「時間外労働」は無しとなります。ただし、残業手当の算定基準を、「所定労働時間」を超える時間とするか、「法定労働時間」を超える時間とするかは、労使の定めによって決まります。

休日労働についても同様に注意が必要です。

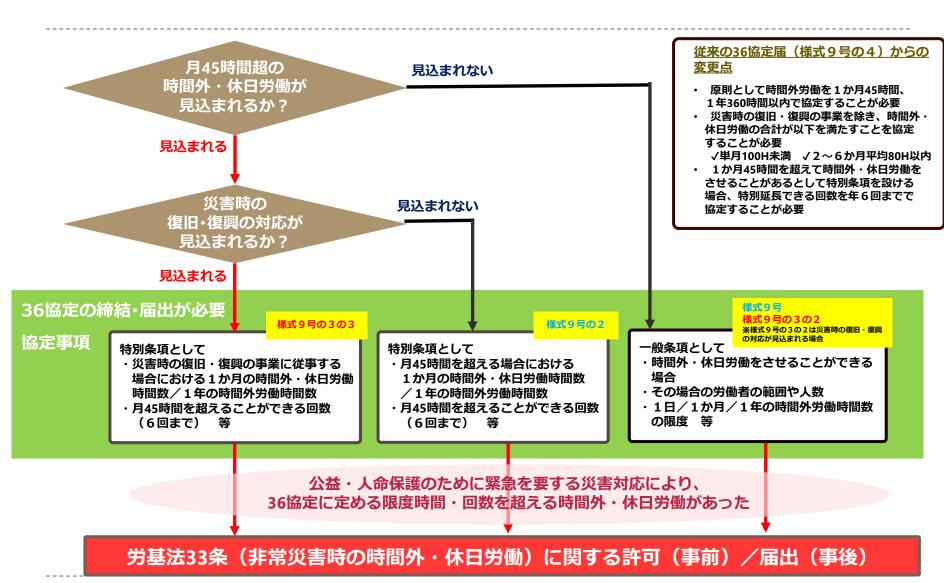
いわゆる休日労働というと、会社で定める「所定」休日に労働した時間と考える方が多いのではないでしょうか。一方、法律上の休日労働とは、労働基準法で定められた「法定」休日に労働した時間のことをいいます。

労働基準法では原則として、使用者は労働者に対して毎週少なくとも1回休日を与えなければならないとされています。このため、「法定」休日とは、1週間につき1日の休日のことをいいます。

例えば、毎週土曜・日曜を所定休日、そのうち日曜を法定休日と定めている事業場であれば、土曜日に労働 した時間は「法定」休日労働には該当せず、日曜日に労働した時間が「法定」休日労働となります。

月曜〜土曜までに労働した時間が40時間を超えていた場合には、超えた時間は「時間外労働」にカウントされるので、注意が必要です。

建設の事業における36協定手続フローチャート



■ 時間外労働・休日労働を行う場合の手続き

・時間外労働や休日労働を実施する場合、管轄の労働基準監督署に 『36(サブロク)協定』を提出しなければなりません。

36	協定(様式第9号の	3の2)特	別条項なし	時間: 休 日	外労働に関 労働に関	する協定届	労働保険	祖道府県			技術が	接一紅小菜電影
式第	39号の3の2(第70条関係).	ı					法人番	,				
_	事業の種類。			事業の名称。		(〒 ・	事業	の所在地(電話	番号),		協定の	有効期間。
_	.1			а		.,		(電話番号	·	-)	л	
			動をさせる。 具体的事由,	業務の種類。	労働者数 (満15歳 以上の者)	所定労働時間 (1 B) (任意)	1 法定労働時間を 超える時間要	日。 所定労働時間を 超える時間を (任意)。	1箇月 (のたつ	ができる時間数 いては45時間ま は42時間まで)。 所定労働時間。 極 える時間。 (任意)。	1年(①たついで、②たついて を、②たついて 起算日。 (年月日)。 ¹	ては360時間ま (は320時間まで) を所定労働時間 を超える時間 (任意)。
			.1	л	.a	л	.a	.1	л	.1	л	.1
1	の 下記のに該当しない労働者		a	.1	a	а	а		л	1	-1	
1	5 1 ac 6 1 ac 5 1 ac 7 ac		a.	.1	a	л	-1	.1	.1	1 .1	-1	
-			.1	.1	.1	a	а		a		.1	
			a	.1	.a	.1	п	.1	.1		-1	
	② 1年単位の変形労働時間制		a.	.1	.1	л	.1	.1	.1	.1	-1	.1
	により労働する労働者。		л	.1	.a	л	.1	.1	л		.1	
			a	.1	,a	а	а	.1	а	1 1 1	.1	.1
1	休日労働をさせる	る必要のある具体的	事由,	業務の種類。	労働者数 (満 18 歳 以上の者)		所定休日。 《任意》。。			ことができる。 日 の 日 数。	労働させるこ 休日における始繁	とができる法類 及び終集の時期
1		.1		.1	.a		.1			.1		.1
1		a		а	a		a			a		a
び名 協定	記で定める時間数にかかわらず 現の事業に従事する場合は除く の成立年月日 年 の当事者である労働組合(事業 の当事者(労働者の過半数を代	、時間外労働及び 。)。 : 月 :場の労働者の過半	日.。 数で組織する労働組	時間数は、1 箇月について	100 時間未満	194 夕	っず、かつ2箇月	目からち笛月まで	を平均して 80 B	時間を超過しな	いこと(<u>災害時</u> いこと(<u>災害時</u> ェックボックス	における行
J	記協定の当事者である労働組合 記労働者の過半数を代表する者 より選出された者で <u>あ</u> つて使用	が、労働基準法第・	41 条第 2号に規定す	る監督又は管理の地位に						」 かにして実施さ	ェックボックス	に要チェック 等の方法によ

36協定(様式第9号の3の3) 特別条項あり

時間外労働に関する協定届 休日労働

労働保険番号。	超過有限。所需 管轄 非常差分 使态少 被一线主宰结态少	
法人番号。	→ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	ŀ

様式第9号の3の3(第70条関係)

	事業の種類。			事業の名称。			事業	の所在地(電話	番号)。		協定の	有効期間
	а			а		(∓ -	-).	(電話番号	.	_ \	.ı	
								(電話番号		<u>-</u> ができる時間数.		
			働をさせる。 具体的事由。	業務の種類。	労働者数。 (満18歳) 以上の者と	所定労働時間 (1日)。 (任意)。		日。 「所定労働時間を 超える時間数 (任意)	1 箇月 (①につい で、②については	ハては 45 時間ま : 42 時間まで)。	1年 (OD について) で、②について(を) 起算日. (年月日) で 法定労働時間を超える時間数	(320時間まで)
			а	л	а	a	a	1 .1	.1	1 .1	л	I .1
時.間.	の 下記②に該当しない労働者。		.1	.1	.1	-1	.1	I I I	л] 	л	.1
外. 労.	ひ 下記のに該当しない労働者		а	.1	.1	-1	.1	I I a	л	I I .1	л	I I .1
働.			л	л	.1	.1	.1	 	.1	 	л	I I .1
			.1	л	.1	.1	.1	1 	.1	1 1 1 .1	.1	1 .1
	② 1年単位の変形労働時間制		л	л	.1	.1	.1	I I , ₁ I	.1	I I , ₁ I	п	I I .1 I
	により労働する労働者。		.1	л	.1	.1	.1	 	.1	 	.1	1 1 1
			л	л	a	a	a	 	а	1 .1	а	I I
休.	休日労働をさせ	る必要のある具体的	9事由。	業務の種類。	労働者数。 (満 18 歳) 以上の者/		所定休日。 (任意)。		労働させる。 法 定 休 E	ことができる。 日 の 日 数。	労働させるこ。 休日における始業]	
当労.		а		л	-1		-1			.1		л
120		a		а	.1		.1			a		А
	上記で定める時間数にかかわら; が復興の事業に従事する場合は		休日労働を合算した8	寺間数は、1箇月について	100 時間未満	でなければなら	らず、かつ2箇月	月から5箇月まで	でを平均して 80 B	_	いこと <u>(災害時</u>) ックボックスに動	

様式第9号の3の3(第70条関係)

				1	日., [意).,		- 外労働及び休日労	「月」。 F働を合算した時間 F間未満に限る。)			1年。 外労働のみの時間9時間以内に限る。	
 臨時的に限度時間を超	えて労働させることができる場合。	業務の種類。	労働者数。 /進18歳	延長すること	ができる時間数。			ができる時間数。 ・働 の時 間 数。			かできる時間数。	
①			「以上の者!	決定労働時間を、 超 える時間 数。	所定労働時間を↓ 経 える 時間 数↓ (任意)。	限度時間を超え て労働させることができる回勤 (8回以内に限6。)	える時間数と休日	える時間数と休日 労働の時間数を合	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率		所定労働時間を 超 える時間 数 (任意)。	限度時間を経 えた労働に係 る割増賃金率
	а	.1	.1	a	л	.1	-1	l l .a l	а	.1	.1 .1	.1
	a	.a	.1	.1	.1	.1	.1	1 1 1 .1	л	.1	.1	.1
	a	.1	.1	.1	-1	.1	.1	I I I .1	.1	.1	.1	.1
ľ	a	.1	.1	.1	-1	.1	.1	I I .1	.1	.1	.1	.1
② .,	a	,ı	.1	.1	а	а	.1	1 .1	.1	.1	.1	а
災害時における。 (復旧及び復興の事業。)	а	.1	.1	.1	.1	.1	.1	Î I .1	.1	-1	.1	.1
に従事する場合。 (併せて、①の事業に後事する場合、①の事業に後事する時・	л	.1	.1	.1	.1	.1	.1	I .1	.1	-1	.1	.1
間も含めて記入すること。)。	а	.1	.1	.1	.1	.1	.1	1 1 11	.1	-1	.1	.1
限度時間を超えて労働	かさせる場合における手続。	.1										
限度時間を超えて労働 福祉を確保するための	hさせる労働者に対する健康及び。 D措置。	(終当する番号).1	(具体的内容 .1	(3								
上記で定める時間数	にかかわらず、時間外労働及び休日	 労働を合算した時	間数は、1箇	月について 100 I	時間未満でなけれ	ばならず、か	つ2箇月から61	箇月までを平均	して 80 時間:			
び復興の事業に従事す										□ (チェッ:	ウボックスに要う	チェック)。
協定の成立年月日], =:0;**+ 7;%#*0;∧	\	- W	+40++7#*	職名。。						
協定の当事者(労働者	が側組合(事業場の労働者の過半数で の過半数を代表する者の場合)の近 ある労働組合が事業場の全ての労働	署出方法 ()		半数を代表する	者が事業場の全	ての労働者の		「る者であること ウボックスに要:	
	を代表する者が、労働基準法第 41 。 であつて使用者の意向に基づき選出 年 月			理の地位にある者	すでなく、かつ、同	司法に規定する	協定等をする者	†を選出すること	を明らかに	して実施される		法による手
	+ 7 5	3 .1			使用者。	職名。 氏名。			.1			
	労働基準監督署長殿∉	,			a	E140.1						

36協定届の記載例(様式第9号の3の2)

月45時間超の時間外・休日労働が見込まれず、 災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれる場合

表面 年間の上限時間を計算する際の起算日を記載して この協定が有効となる期間 労働保険番号・法人番号を記 時間外労働 に関する協定届 ください。その1年間においては、協定の内容を変更 を定めてください。1年間と 載してください。 して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は することが望ましいです。 休日労働 同一の日とする必要があります。 様式第9号の3の2 (第70条関係) 事業の種額 事業の名称 事業の所在地 (電話番号) 協定の有効期間 (7 000 - 0000)七木工事業 ○○建設株式会社 ○○支店 〇〇市〇〇町1-2-3 ○○○○年4月1日から1年間 (電話番号:○○○-○○ 延長することができる時 (①については360 時間ま ついては320時間まで) 1 箇月 (①については 45 時間ま 労働者数 所定労働時間 1日 時間外労働をさせる で、②については42時間まで) 起算日 業務の種額 /蔺 18 歲 (1 H) 000年4月1日 必要のある具体的事由 以上の者 (任意) 所定労働時間を 法定労働時間を 所定労働時間? 「定労働時間も 法定労働時間を 超える時間数四足の時間数 える時間数超える時間数 超える時間数 超える時間数 (任意) (任音) 突発的な仕様変更等による納期の切迫 現場作業 15 人 8時間 5時間 5時間 45 時間 45 時間 360 時間 360 時間 臨時の受注対応 施工管理 10 人 8時間 3時間 3時間 30 時間 30 時間 250 時間 250 時間 ① 下記②に該当しない労働者 外 悪天候による工期遅延の解消 現場管理 10 人 8時間 3時間 3時間 30 時間 30 時間 250 時間 250 時間 労 働 台風被害からの復旧作業 現場作業 15 人 8時間 5時間 5時間 45 時間 45 時間 360 時間 360 時間 月末の決算業務 経理事務員 5 A 8時間 2時間 2時間 20 時間 20 時間 200 時間 200 時間 事由は具体的に定めてください。 業務の範囲を細分化し、 ② 1年単位の変形労働時間制 1か月の法定労働時間を超える時間 1年の法定労働時間を超える時間数 1日の法定労働時間を超える 明確に定めてください。 により労働する労働者 を定めてください。①は 45 時間以内、 を定めてください。①は 360 時間以内、 時間数を定めてください。 ②は42時間以内です。 ②は 320 時間以内です。 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。 労働者数 労働させることができる 労働させることができる法定 所定休日 業務の種額 休 休日労働をさせる必要のある具体的事由 /浦 18 歳 (任意) 法定休日の日数 休日における始業及び終業の時刻 以上の者 H 労 臨時の受注対応 施工管理 5人 毎週2回 1か月に1回 9:00~18:00 働 台風被害からの復旧作業 現場管理 15 人 毎週2回 1か月に3回 9:00~20:00 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及びは日労働を全管1 を時間整け、1 毎日について 100 時間未満でかけれげからず、かつ2節目から6 節目までを平均して80 時間を超過しないこと(災害時における復用及 時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月 100 時間未満、2 ~ 6 か月平均 80 時間以内でなけれ ばなりません(災害時における復日及び復興の事業に従事する場合は除く。)。これを労使で確認の上、必ず び復興の事業に従事する場合は除く。)。 (チェックボックスに要チェック) チェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません 協定の成立年月日 0000 年 3月 12日 理監督者は労働者代表には されません。 職名 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 氏名 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ▼ (チェックボックスに要チェック) 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41 条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを即 して実施される投票、挙手等の方法による手 (チェックボックスに要チェック) 続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 0000 年 3月 12日 協定書を兼ねる場合には、使 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36 協定の締結をする 用者の署名又は記名・押印 代表取締役 者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代 使用者 などが必要です。 表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用 氏名 田中 太郎 者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックが 労働基準監督署長殿 ない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

36協定届の記載例(様式第9号の3の3) 月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、 災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれる場合

2 枚目 表面

時間外労働 休日労働^{に関する協定届(特別条項)}

					1日 壬朮)	(昨間	1 億 外労働及び休日労	着月 労働を合算 した時間	数。		1年 *労働のみの時間 時間以内に限る。	
				(1	北思)	0	Dについては 100 #	時間未満に限る。)		起算日 (年月日)	0000年	4月1日
臨時的に限度時間を超	Bえて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数	延長することができる時間数				延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		延長することだ	いできる時間数	
できる限り具体的に気	発的に時間外労働を行わせる必要のだ をかなければなりません。 なとき」「業務上やむを得ないとき」 れがあるものは認められません。		以上の者	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超え て労働させるこ とができる回数 (6回以内に限る。)	える時間数と休日	西所定労働時間を超 日える時間数と休日 分労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える 時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を起 えた労働に係 る割増賃金率
	突発的な仕様変更への対応、納 期のひっ迫への対処	現場作業	15 人	6時間	6時間	4回	80 時間	80 時間	35%	550 時間	550 時間	35%
① 工作物の建設の事業	大規模な施工トラブル対応	施工管理	10 人	6時間	6時間	3回	60 時間	60 時間	35%	500 時間	500 時間	35%
に従事する場合	限度と休	時間(月 45 時間又) 日労働の合計の時間	は 42 時間) 数を定めて・	を超えて労働さ ください。月 10	せる場合の、1カ 10 時間未満に限り	・月の時間外労 ます。	側B	夏時間(年 360 時 時間数を定めてく 場合であっても、	ださい。災	害時における復	旧及び復興の事	
2	維持管理契約に基づく災害復旧 の対応	現場作業	8人	7時間	7時間	4回	120 時間	120 時間	35%	700 時間	700 時間	35%
災害時における 复旧及び復興の事業	自治体からの要請に基づく復旧 工事の対応	施工管理	5人	7時間	7時間	3回	110 時間	110 時間	35%	700 時間	700 時間	35%
に従事する場合 料せて、①の事業にも従事す 場合、①の事業に従事する時 1も含めて記入すること。)	ださい。り	(月 45 時間又は 42 ②書時における復旧)。 内に限ります。				خ —	も可能です。こ	复旧及び復興の事 工作物の建設の事 工作物の建設の事	業と災害時	における復日及	び復興の事業の	両方に従事
限度時間を超えて労働	動させる場合における手続	労働者代表に対す	る事前申し	入れ	•		•	•				
限度時間を超えて労働 福祉を確保するための	動させる労働者に対する健康及び の措置	(該当する番号) (1)、(3)、(10)	(具体的内容 対象で新		る面接指導の実施	、対象労働者に	こ11 時間の勤務	潤インターバル	を設定、職場	易での時短対策会	☆議の開催	
上記で定める時間数 び復興の事業に従事す	女にかかわらず、時間外労働及び休日 ↑る場合は除く。)。	限度時間を超え		301 01-21 21	いの健康福祉確保 は関に具体的内容を	100000000000000000000000000000000000000	200	箇月までを平均1 管理監督者は	労働者代表		と(災害時におい クボックスに要	
協定の当事者である労 協定の当事者(労働者	○○○ 年 3月 12日 労働組合(事業場の労働者の過半数 その過半数を代表する者の場合)の近 である労働組合が事業場の全ての労働	で組織する労働組合) 選出方法 (投	票による選挙	*)		氏名 山田	担当事務員 花子 半数を代表する	記名・押印なる	5場合には、 どが必要です			
	なを代表する者が、労働基準法第41 「であつて使用者の意向に基づき選出 ○○○○ 年 3月 12月	Hされたものでない:	こと。協定	理の地位にある君 書を兼ねる場合に の署名又は記名・	は、使	司法に規定する		着を選出すること 動者の過半数で組 を選ぶことを明確		7 ▼ (チェッ:	クボックスに要 安票、挙手等のフ クボックスに要 には、36 協定の	5法によるヨ チェック)

年次有給休暇の取得義務化

2019年4月1日施行

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。(※)

(※)年次有給休暇(労働基準法第39条)

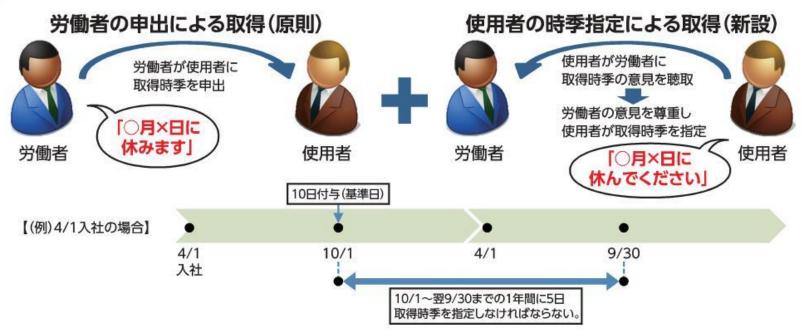
雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者を含む)には、年10日の有給休暇が付与されます。

継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。

パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- ●年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の 理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- ●このため、今般、労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。
- ●ただし、2019年4月より前に付与していた年次有給休暇については、年5日取得させる義務の対象とはなりません。 2019年4月1日以後、最初に年10日以上の年次有給休暇を付与した日(基準日)から、年5日確実に取得させる義務の 対象となります。

■時季指定義務のポイント



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を**付与した日(基準日)から1年以内に5日**について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- (※)使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
- (※)労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

(例) 労働者が自ら5日取得した場合 ⇒ 使用者の時季指定は不要

労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 ⇒ "

労働者が自ら3日取得した場合 ⇒ 使用者は2日を時季指定

計画的付与で2日取得した場合 ⇒ // 3日 //

(※) 半日単位の年休は5日から控除することができますが、時間単位の年休は5日から控除することができません。

■年次有給休暇管理簿

使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類(年次有給休暇管理簿)を作成し、当該年休を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければなりません。

(年次有給休暇管理簿は労働者名簿または賃金台帳とあわせて調製することができます。また、必要なときにいつでも出力できる仕組みとした上で、システム上で管理することも差し支えありません。)

(例)労働者名簿または賃金台帳に以下のような必要事項を盛り込んだ表を追加する。

	基準日(労働基準法第 39条第7項関係)	201	9/4/1	★ 基	準日				場合(※P1 要がありま		こは、基
年次有給休暇 取得日数	基準日から1年以内の期間における年次有給休暇の取得日数	1	8日	☆]数 <		基準日が2 基準日か	つ存在する)期間におり 場合(※P1 基準日の1: 記載する必	5参照) には 年後までの	は1つ目)期間に
	年次有給休暇を取得し た日付	2019/ 4/4(木)	2019/ 5/7(火)	2019/ 6/3(月)	2019/ 7/1(月)	2019/ 8/1(木)	2019/ 8/13(火)	2019/ 8/14(水)	2019/ 8/15(木)	2019/ 8/16(金)	2019/ 8/19(月)
		2019/ 9/2(月)	2019/ 10/9(水)	2019/ 11/5(火)	2019/ 12/6(金)	2020/ 1/14(火)	2020/ 2/10(月)	2020/ 3/19(木)	2020/ 3/20(金)		
			**	時季(年)	次有給休	暇を取得	骨した日代	d)			

■年次有給休暇管理簿の例 (秋田労働局HPよりダウンロードできます!)

			年次:	有給休暇			텱			(年度 No.) _
氏名		<u> </u>	5^7	雇入年月日 基 準 日		<u>月日</u> 月日	- 休暇日数	В		年度発生 年度繰越		日日
	Σ	取得期間	V	残日数		使用者指定日		所属長	社長	事務	備考	
	単位	半日単位	時間単位 月 日		777711111111	C/II II II C	11.77.4	7717412	12.00	4-100	pm - 3	
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	時 分 ~ 時 分	日 時間	月日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日 時間	月 日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日 時間	月 日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日 時間	月日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日 時間	月日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日時間	月 日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日時間	月日	月日						
月 月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日 時間	月 日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日 時間	月日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日 時間	月日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日 時間	月 日	月日						
月月	日 から 日 まで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日 時間	月日	月日						
			合計取得日	数 =	<u> </u>							

注 時間単位の年次有給休暇はH31年改正の「5日の確実な取得」に含まれません。

氏名 和	WH I	თ . ?	² A		合休暇 管 雇入年月日 基 準 日	理簿 兼 2014年 10月 1日	申請簿 4月 1日	Ē	<mark>己載例</mark> (有給) 休暇日数	34日		(年度発生 年度繰越	年度 No.) 20日 14日
100 T	ЛШ		取得期間							_			
1日	単位		半日単位	時間単位	残日数	本人申請日	使用者指定	E B	本人印	所属長	社長	事務	備考
- 10月 10月		から まで	月 日 午前·午後	月日 時分 ~時分	33 日 時間	9月28日	月	В	秋田		(E)	ED	
月月		からまで	10月 5日 午前 午後	月 日 時 分 ~ 時 分	32日 4 時間	10月1日	月	В	秋田	(E)	(EI)	ED	
7月 7月		からまで	月 日 午前·午後	月日 時分 ~ 時分	29日 4 時間	月日	7月	18	秋田	(ED)	ÉĐ	ÉĐ	7月1日、労使協議の うえ時季指定。
月月		からまで	月 日 午前·午後	8月 5日 14時00分 ~17時00分	28日 1時間	8月5日	月	В	秋田	(ED)	ÉĐ	ÉĐ	
月月		からまで	月 日 午前·午後	8月 6日 8時00分 ~ 11時00分	27日 6時間	8月5日	月		秋田	(E)	(fi)	ÉĐ	5日間取得義務未達 注参照
月月		からまで	9月20日 午前· 午後	月日 時分 ~ 時分	27日 2時間	9月15日	月	h	秋田	(E)	(fi)	ÉĐ	5日間到達
月月	_	からまで	月 日 午前·午後	月日 時分 ~ 時分	日時間	月日	月	В					
月月		からまで	月 日 午前·午後	月日 時分 ~ 時分	日時間	月日	月	В					
月月		からまで	月 日 午前·午後	月日 時分 ~ 時分	日時間	月日	月	В					
月月		からまで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日時間	月日	月	В					
月月	_	からまで	月 日 午前·午後	月日 時分 ~ 時分	日時間	月日	月	В					
月月		からまで	月 日 午前·午後	月 日 時 分 ~ 時 分	日時間	月日	月	В					
					£# —								
注 時間	単位の	<u></u> 年次2	有給休暇はH31年	合計取得日 改正の「5日の確実な		<u>5日</u> 1ません。							
※この様	式は秋	田労	働局HPIご掲載され	ております。また、別	の様式は福井	労働局HPIこも記	記載されてお	りまっ	すので参照く	ださい。			



ここも注目 ~就業規則による規定~

休暇に関する事項は**就業規則の絶対的必要記載事項(労働基準法第89条)**であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、**時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません**。

(規定例)第○条

- 1項~4項(略) (※)厚生労働省HPで公開しているモデル就業規則をご参照ください。
- 5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

■ 年次有給休暇の計画的付与について

1. 導入のメリット

使用者

労務管理がしやすく計画的な 業務運営ができます。



ためらいを感じずに、 年次有給休暇を取得できます。

- 2. 日数 (付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます)
- 例) 年次有給休暇の付与 日数が11日の労働者

- 3. 方式 (企業や事業場の実態に応じた方法で活用しましょう)
- (1) 企業や事業場全体の休業による一斉付与方式

全労働者に対して同一の日に年次有給休暇を付与する方式(例えば**製造業**など、操業をストップさせて全労働者を休ませることができる事業場などで活用されています。)

(2) 班・グループ別の交替制付与方式

班・グループ別に交替で年次有給休暇を付与する方式(例えば、**流通・サービス業**など、定休日を増やすことが難しい企業・事業場などで活用されています。)

(3) 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式

年次有給休暇の計画的付与制度は、個人別にも導入することができます。夏季、年末年始、ゴールデンウィークのほか、誕生日や結婚記念日など労働者の個人的な記念日を優先的に充てるケースがあります。

例①

夏季、年末年始に年次有給休暇を計画的に付与し、大型連休とします。

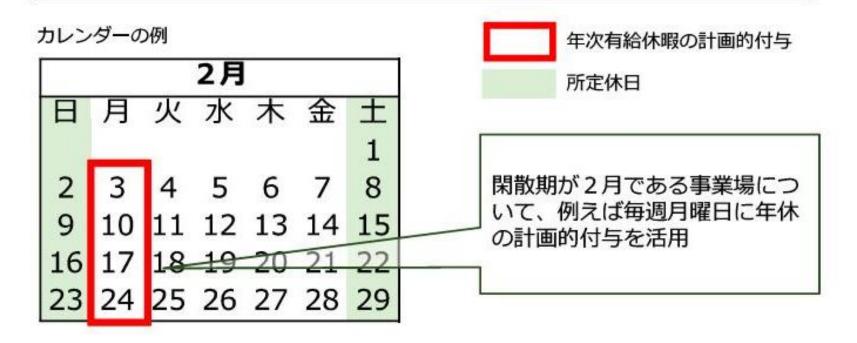
夏季や年末年始に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせることで、大型連休とすることができます。この方法は、企業や事業場全体の休業による一斉付与方式、班・グループ別の交替制付与方式で多く活用されています。

			8月				カレンダーの例
日	月	火	水	木	金	土	年次有給休暇の計画的付与
				1	2	3	1 ON I SHARI PINA PARIA
4	5	6	7	8	9	10	所定休日
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	三. 五. 公. 人. 人. 大. (100 / 100
25	26	27	28	29	30	31	計画的付与を活用し、連続休暇に

例②

)閑散期に年次有給休暇の計画的付与日を設け、年次有給休暇の取得を 促進します。

業務の比較的閑散な時季に計画的に付与する例です。年間を通じて業務の繁閑があらか じめ見込める場合には、閑散な時季に計画的付与を実施することによって、業務に支障を きたさないで年次有給休暇の取得率を向上させることができます。



■ 年次有給休暇の計画的付与を導入するためには・・・

計画年休の導入には、就業規則による規定と労使協定の締結が必要になります。

(1) 就業規則による規定

計画年休を導入する場合には、まず、<u>就業規則に「労働者代表との間に協定を締結したと</u> きは、その労使協定に定める時季に計画的に取得させることとする」などのように定めるこ とが必要です。

年次有給休暇の計画的付与に関する就業規則の規定例

(年次有給休暇)

第〇条

(前略)

前項の規定にかかわらず、労働者代表との書面による協定により、各労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。

(2) 労使協定の締結

実際に計画的付与を行う場合には、**就業規則に定めるところにより、労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者との間で、書面による協定を締結する必要があります。**なお、**この労使協定は所轄の労働基準監督署に届け出る必要はありません。** 労使協定で定める項目は次のとおりです。

①計画的付与の対象者

計画的付与の時季に育児休業や産前産後の休業に入ることが分かっている者や、定年などあらかじめ退職することが分かっている者については、労使協定で計画的付与の対象から外しておきます。

②対象となる年次有給休暇の日数

年次有給休暇のうち、**少なくとも5日は労働者の自由な取得を保障しなければなりません。** したがって、5日を超える日数について、労使協定に基づき計画的に付与することになります。

③計画的付与の具体的な方法

- ・事業場全体の休業による一斉付与の場合には、具体的な年次有給休暇の付与日を定めます。
- ・班、グループ別の交替制付与の場合には、班、グループ別の具体的な年次有給休暇の付与日を定めます。
- ・年次有給休暇付与計画表等による個人別付与の場合には、計画表を作成する時期とその手続き等について定めます。

④年次有給休暇の付与日数が少ない者の扱い

事業場全体の休業による一斉付与の場合には、新規採用者などで5日を超える年次有給休暇 がない者に対しても、次のいずれかの措置をとります。

- 一斉の休業日について、有給の特別休暇とする。
- 一斉の休業日について、休業手当として平均賃金の60%以上を支払う。

⑤計画的付与日の変更

あらかじめ計画的付与日を変更することが予想される場合には、労使協定で計画的付与日を 変更する場合の手続きについて定めておきます。

労使協定の例(一斉付与方式の場合)

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定 (例)

- ○○株式会社と○○労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。
- 1 当社の本社に勤務する社員が有する○○○○年度の年次有給休暇のうち5日分については、次の日に与えるものとする。
 - ○月○日、△月△日・・・・
- 2 社員のうち、その有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた日数が5日に満たないものについては、その不足する日数の限度で、前項に掲げる日に特別有給休暇を与える。
- 3 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、 第1項に定める指定日を変更するものとする。
 - 〇〇〇〇年〇月〇日

○○株式会社 総務部長 ○○○○ ○ ○ 分働組合 執行委員長 ○○○○

労使協定の例(交替制付与方式の場合)

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定(例)

- ○○株式会社と従業員代表○○○○とは、標記に関して次のとおり協定する。
- 1 各課において、その所属の社員をA、Bの2グループに分けるものとする。その調整は各課長が行う。
- 2 各社員が有する○○○○年度の年次有給休暇のうち5日分については、各グループの区分に応じて、 次表のとおり与えるものとする。

Aグループ	○月×日~△日
Bグループ	○月□日~×日

- 3 社員のうち、その有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた日数が5日に満たないものについては、その不足する日数の限度で、前項に掲げる日に特別有給休暇を与える。
- 4 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の 上、第2項に定める指定日を変更するものとする。
 - 〇〇〇〇年〇月〇日

○○株式会社 総務部長 ○○○○ ○○株式会社 従業員代表 ○○○○

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定(例)

- ○○株式会社と従業員代表○○○○とは、標記に関して次のとおり協定する。
- 1 当社の従業員が有する○○○○年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える 部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その有する年休の日数か ら5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休 暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。 前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前まで に、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の 上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

○○株式会社 総務部長 ○○○○ ○○株式会社 従業員代表 ○○○○

休暇取得に向けた環境づくりに取組みましょう

◎年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなどによる年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の年次有給休暇に対する意識改革をしましょう。

◎労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な 方策を話し合いましょう。 「労働基準法施行規則」「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正されました。

条件明示 備えは大丈夫ですか? 0 10

早めに確認して安心!

他の正社員等とのバランスを考慮した事項の

説明に努めること

労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。 対象 明示のタイミング 新しく追加される明示事項 すべての 労働契約の締結時と 1. 就業場所・業務の変更の範囲 労働者 有期労働契約の更新時 2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) 有期労働契約の +更新上限を新設・短縮しようとする場合、 締結時と更新時 その理由をあらかじめ説明すること 有期 3. 無期転換申込機会 契約 労働者 無期転換後の労働条件 無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、

発生する契約の更新時

はじめに(改正事項とその対象者)

「労働基準法施行規則」(以下「労基則」)と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」(以下「雇止めに関する基準」)の改正に伴い、労働条件の明示事項等が変更されることとなりました(2024年(令和6年)4月1日施行)。

これを機に、事業場の方や働く方ご自身でも、労働条件の明示事項やそのタイミング について、改めて確認してみませんか。 **巻**頭

働く方すべてに対して(有期契約労働者を含みます。)

1. 労働契約締結及び有期労働契約の契約更新のタイミング

雇入れ直後の就業場所・業務の内容に加え、

▶ 就業場所・業務の「変更の範囲」の明示

【改正労基則第5条第1項第1号の3】

▶詳細は P3~

有期労働契約で働く方に対して

- 2. 有期労働契約の締結時及び契約更新のタイミングごと
 - ▶ 更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無とその内容の明示 (改正労基則第5条第1項第1号の2)
 - ▶ 更新上限を新設・短縮する場合は、 その理由をあらかじめ(新設・短縮をする前のタイミングで) 説明することが必要になります。【改正雇止めに関する基準第1条】

▶詳細は P7~

3. 「無期転換申込権」が発生する有期労働契約の契約更新の タイミングごと

労働基準法第15条に基づく労働条件の明示に加え、

▶ (1) 無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会) の明示

+

- ▶ (2) 無期転換後の労働条件明示 [改正労基則第5条第5項・第6項]
- ▶ 無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)の説明に努めなければならないことになります。

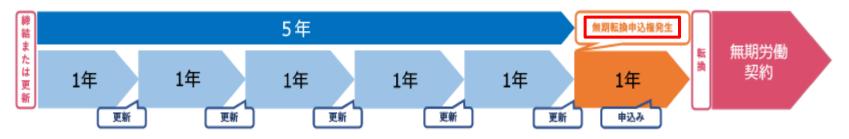
【改正雇止めに関する基準第5条】

▶詳細は P9~

無期転換ルール

○ 同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者(契約社員、アルバイトなど)からの申し込みにより、無期労働契約に転換されるルールのことをいいます。有期契約労働者が使用者(企業)に対して無期転換の申し込みをした場合、無期労働契約が成立します(使用者は無期転換を断ることができません)【労働契約法第18条】。

(例) 契約期間1年場合:5回目の更新後の1年間に無期転換の申込権が発生します。

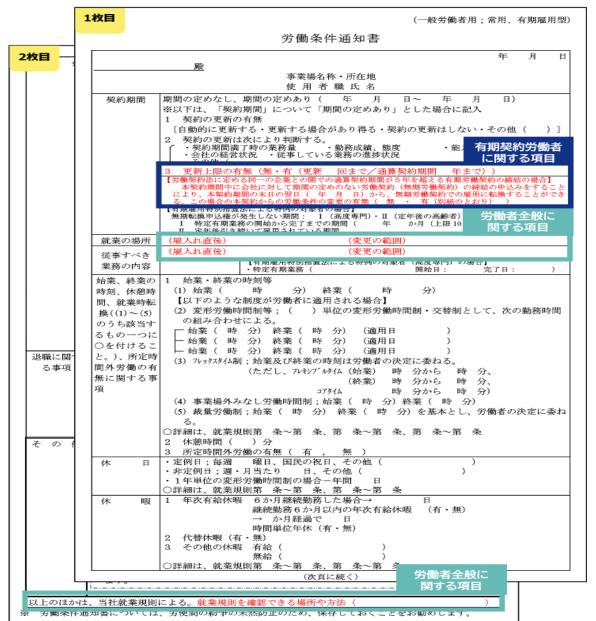


○ 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

モデル労働条件通知書

電子媒体はこちら





労働条件通知書

	年 月 日
	事業場名称・所在地
	使 用 者 職 氏 名
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年月日~年月日)
	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入
	1 契約の更新の有無
	[自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他 ()]
	2 契約の更新は次により判断する。
	(・契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能: 有期契約労働者 ・会社の経営状況・従事している業務の進捗状況
l ,	・芸性の経営状況 ・使事している業務の進捗状况 に関する項目
	3 更新上限の有無 (無・有 (更新 回まで/通算契約期間 年まで))
	【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】
	本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすること により、本契約期間の末日の翌日(年 月 日)から、無期労働契約での雇用に転換することができ
	る。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 (無 ・ 有 (別紙のとおり))
	無期転換申込権が発生しない期間: I (高度専門)・II (定年後の高齢者) 労働者全般に
	I 特定有期業務の開始から完了までの期間 (年 か月 (上限 10 mg = 1 ス 15 回
お米の田子	
就業の場所	(雇入れ直後) (変更の範囲)
従事すべき	(雇入れ直後) (変更の範囲)
業務の内容	【有期准用特別預直法による特例の対象有(同度等門)の場合】 ・特定有期業務(開始日: 完了日:)
始業、終業の	1 始業・終業の時刻等
時刻、休憩時	(1) 始業 (時 分) 終業 (時 分)
	【以下のような制度が労働者に適用される場合】
間、就業時転	1001~8.7.8時度の20日間に2010で40の初日1

○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条 2 休憩時間()分 3 所定時間外労働の有無(有,無) ・定例日;毎週 曜日、国民の祝日、その他(休 ・非定例日;週・月当たり 日、その他(・1年単位の変形労働時間制の場合-年間 ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条 1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 休 暇 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休(有・無) 2 代替休暇(有・無) 3 その他の休暇 有給(無給(○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 系 労働者全般に (次頁に続く) 関する項目 以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法

※ 労働余件通知書については、労使間の紛争の木然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

20

